

大阪府後期高齢者医療広域連合特別職の職員の報酬及び費用弁償等に関する
条例

〔平成19年1月17日
大阪府後期高齢者医療広域連合条例第12号〕

(趣旨)

第1条 大阪府後期高齢者医療広域連合の特別職の職員の報酬及び費用弁償並びにその支給方法は、この条例の定めるところによる。

(報酬)

第2条 特別職の職員に支給する報酬は、別表第1のとおりとする。

(報酬の支給方法)

第3条 報酬は、月額の設定のあるものは当月中に、日額の設定のあるものはその都度支給する。

2 月額の設定のある者が、月の途中においてその職についてたとき、又は任期満了、辞職等によりその職を離れたときは、日割計算によるものとする。

(費用弁償)

第4条 特別職の職員が公務のため旅行したときに支給する費用弁償の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、日当、宿泊料及び食卓料とする。

2 前項の規定により支給する費用弁償の額は、別表第2のとおりとする。

3 前項の規定にかかわらず、特別車両料金を徴する客車を運行する路線による旅行をする場合における鉄道賃には、当該特別車両料金を含むものとする。ただし、別表第2のその他の特別職のうち非常勤の者を除く。

4 第2項の規定にかかわらず、運賃の等級を設けない船舶で特別船室料金を徴するものを運行する航路による旅行をする場合における船賃には、当該特別船室料金を含むものとする。ただし、別表第2のその他の特別職のうち非常勤の者を除く。

5 路程100キロメートル未満の旅行の場合における日当の額は、公務上の必要により、又は天災その他やむを得ない事情により宿泊した場合を除くほか、第2項の規定にかかわらず、同項に規定する額の2分の1に相当する額とする。

6 別表第2のその他の特別職のうち非常勤の者であって、報酬が月額で定められているものについては、通勤に要する費用として広域連合長が定めるところにより算出した額を支給することができる。

7 前各項に規定するもののほか、特別職の職員が職務を行うために要した費用は、これを弁償する。

(費用弁償等の支給方法)

第5条 特別職の職員の費用弁償の支給方法については、この条例に定めるもののほか、一般職の職員の例によるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成19年条例第26号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成20年条例第5号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成28年条例第3号）

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成28年条例第4号）

この条例は、公布の日から施行する。

別表第1（第2条関係）

職名	区分	報酬の額
広域連合長	月額	5,000円
副広域連合長	月額	4,000円
選挙管理委員会委員長	日額	5,000円
選挙管理委員会委員	日額	4,000円
識見を有する者から選任された監査委員	日額	7,000円
議員の中から選任された監査委員	日額	5,000円
公平委員会委員	日額	4,000円
公務災害補償等認定委員会委員	日額	8,000円
公務災害補償等審査会委員	日額	8,000円
情報公開審査会委員	日額	8,000円
個人情報保護審議会委員	日額	8,000円
行政不服審査会委員	日額	8,000円
その他の特別職のうち非常勤の者	日額又は 月額	予算の範囲内において常勤の職員の給与との均衡を考慮して広域連合長が定める額

別表第2（第4条関係）

職名	費用弁償の額				鉄道賃、船賃、航空賃及び車賃
	日当（1日につき）	宿泊料（1日につき）		食卓料（1夜につき）	
		甲地方	乙地方		
広域連合長	3,000 円	14,800 円	14,800 円	3,000 円	大阪府後期高齢者医療広域連合職員の旅費に関する条例（平成19年大阪府後期高齢者医療広域連合条例第14号）の例により算出して得た額
副広域連合長					
選挙管理委員会委員長					
選挙管理委員会委員					
識見を有する者から選任された監査委員					
議員の中から選任された監査委員					
公平委員会委員					
公務災害補償等認定委員会委員					
公務災害補償等審査会委員					
情報公開審査会委員					
個人情報保護審議会委員					
行政不服審査会委員					
その他の特別職のうち非常勤の者	2,200 円	10,900 円	9,800 円	2,200 円	

備考 宿泊料の欄中「甲地方」とは、東京都、大阪市、名古屋市、横浜市、京都市及び神戸市のうち大阪府後期高齢者医療広域連合職員の旅費に関する条例規則（平成19年1月17日大阪府後期高齢者医療広域連合規則第19号。以下「旅費規則」という。）で定める地域その他これに準ずる地域で旅費規則で定めるものをいい、「乙地方」とは、その他の地域をいう。固定宿泊施設に宿泊しない場合には、乙地方に宿泊したものとみなす。